

島根県益田保健所たばこ対策取組宣言

- 1 毎月22日※は禁煙デーとします。(ただし、土日祝日の場合はその直前の平日とします。)
 - ・保健所職員は、1日禁煙デーとして禁煙にチャレンジします。
 - ・保健所職員は、周囲の喫煙者に禁煙の啓発を行います。
 - ・保健所職員は、家族や友人、知人とたばこについて考えます。
- 2 周囲の禁煙希望者には、禁煙治療実施医療機関及び禁煙支援薬局の紹介等による禁煙支援を実施します。
- 3 世界禁煙デー・禁煙週間においては、益田圏域健康長寿しまね推進会議及び関係団体とともに、圏域で街頭キャンペーンを実施します。

※毎月22日は禁煙推進学術ネットワークの定める「禁煙の日」です。

平成27年6月23日

島根県益田保健所長



村下 伯